

3-2 自然に健康になれる環境づくり

背景

健康寿命の延伸には、自ら健康づくりに積極的に取り組む者だけではなく、健康に関心の薄い者を含む、幅広い者に対してアプローチを行うことが重要とされており、そのためには、本人が無理することなく自然に健康な行動を取ることができるような環境整備を行うことが求められています。

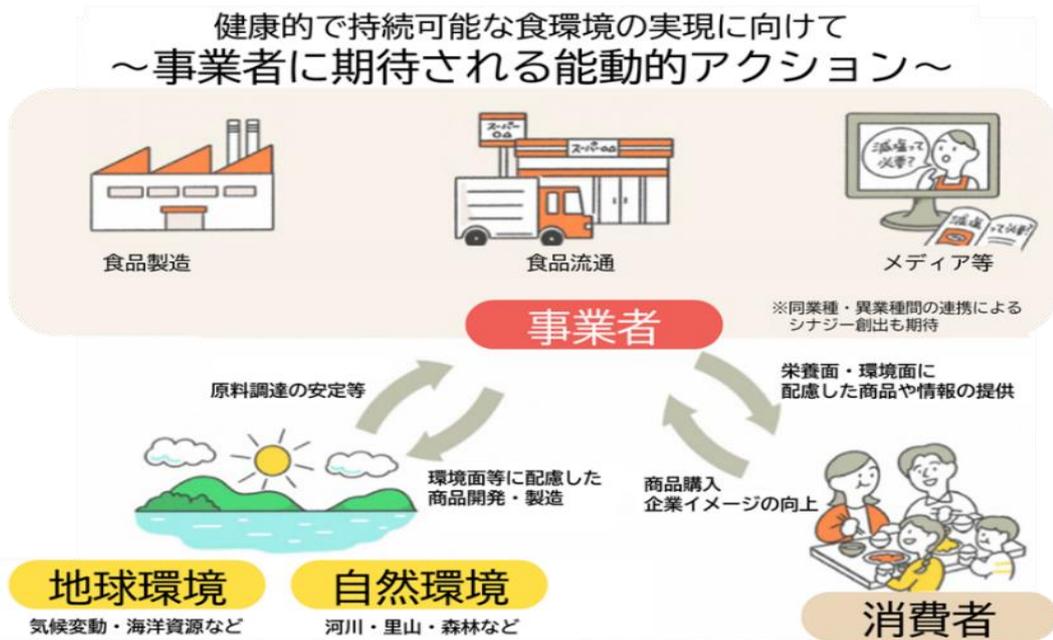
現状と課題

国の取組（イニシアチブ）として、健康的で持続可能な食環境づくりを推進するためには、産学官で構成される組織体の設置等により、取組内容や成果等について合意形成を図る必要があること、より健康的な食生活を送ることができるよう人々の食品へのアクセスと情報へのアクセスの両方を相互に関連させた推進が重要であることが示されています(71ページ 図1参照)。食環境づくりを推進できる事業者（食品製造、食品流通、メディア等）と共に地域課題の解消や健康に関心の薄い層へのアプローチ等に取り組むことが求められています(71ページ 図2参照)。このように、国の取組と相補的・相乗的に展開していくことも重要となります。

また、受動喫煙により、肺がんや虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群などの疾患のリスクが上昇することが報告されています。改正健康増進法（平成30年7月成立）においては、望まない受動喫煙を防止するため、学校、病院、児童福祉施設等、行政機関（第一種施設）については敷地内禁煙、第一種施設以外の多数の者が利用する施設（第二種施設）等については、原則屋内禁煙とされるとともに、当該施設等の管理について管理者が講ずべき措置が定められました。本県においては、健康増進法の改正等により「飲食店」で受動喫煙を受ける方の割合は減少したものの、「家庭」や「職場」と比較すると依然高い状況にあります。さらに、「家庭」や「職場」で受動喫煙を受ける方の割合は増加しています(72ページ グラフ1参照)。このような状況を踏まえ、引き続き、受動喫煙の防止に向けた取組を一層推進する必要があります。

さらに、身体活動・運動の促進には、個人の行動変容を促すための社会環境の影響が大きいといえます。特に、健康づくり対策を進める上で、地方自治体が、身体活動・運動に取り組みやすい道路・緑地の整備等のまちづくりを積極的に推進していくことが重要です。

図1 健康的で持続可能な食環境の実現に向けて
(事業者に期待される能動的アクション)



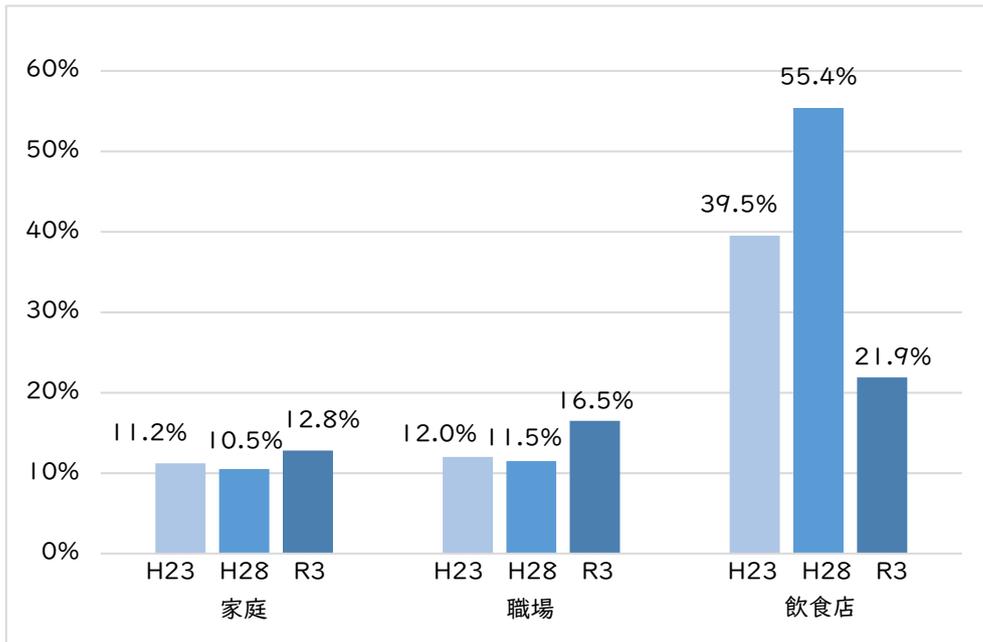
(出典：厚生労働省ホームページ内「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ特設サイト」(一部改編))

図2 健康的で持続可能な食環境の実現に向けて (役割とアクション)

役割とアクション		
<p>食品関連事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品製造：商品の開発・製造 ●食品流通：販売促進（棚割り、価格の工夫など） ●主な栄養課題等の情報発信（食塩の過剰摂取、若年女性のやせ、経済格差に伴う栄養格差）など 	<p>メディア</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主な栄養課題等の情報発信（食塩の過剰摂取、若年女性のやせ、経済格差に伴う栄養格差） ●イニシアチブに参画する食品製造事業者や食品流通事業者と連携した広報活動の展開など 	<p>その他の事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康的で持続可能な食生活等の実践に資するサービスや情報の提供など
<p>長崎県</p> <ul style="list-style-type: none"> ●仕組みづくり ●成果のとりまとめ ●関係者との連携 ●科学的データの整備・公表など 	<p>学術関係者</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食環境づくりに関する研究 ●取組に進捗評価 ●公平な立場で事業者を支援 ●消費者への適正な情報提供など 	<p>職能団体・市民団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消費者の声を元に事業者へアドバイス ●消費者と事業者の適切な仲介など
<p>機関 投資家・銀行・信用金庫等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ESG評価・投資・融資（事業機会の拡大を後押し） 		

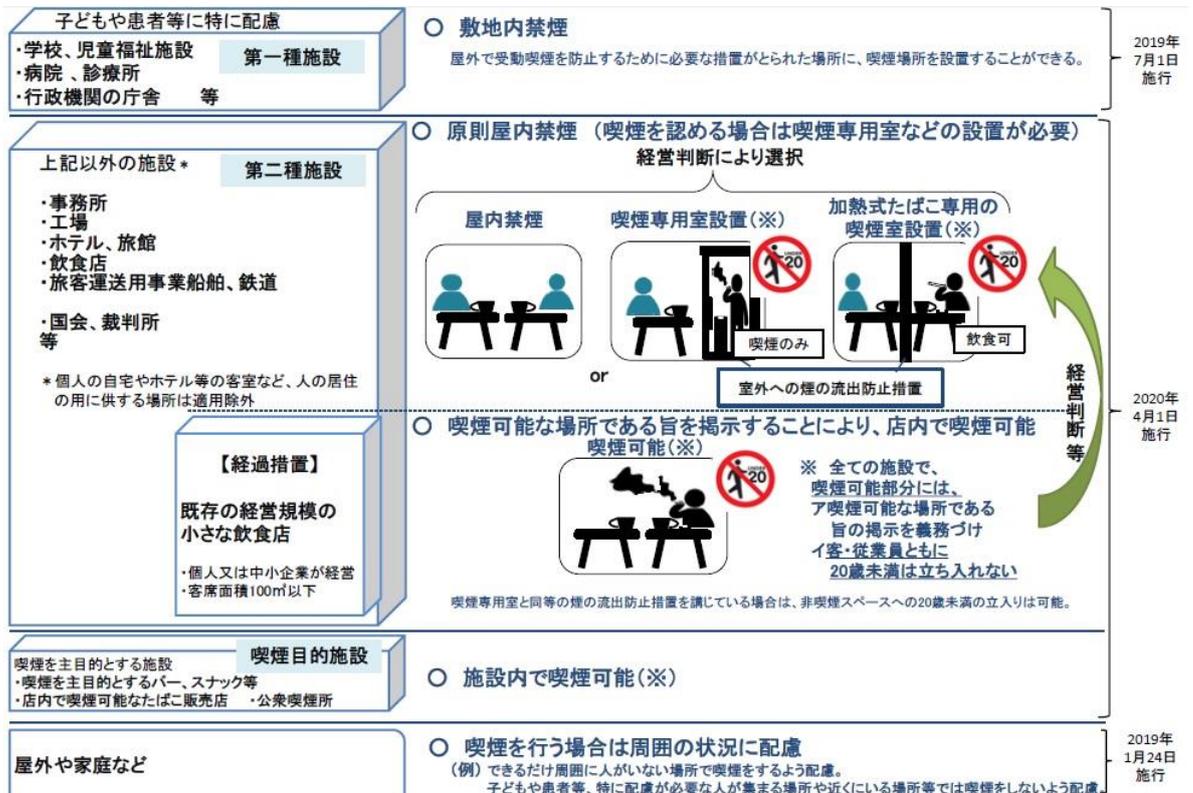
(出典：厚生労働省ホームページ内「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ特設サイト」を参照、改編)

グラフ1 受動喫煙の機会を有する人の割合



(出典：長崎県健康・栄養調査 (H23) 長崎県生活習慣状況調査 (H28、R3))

図3 改正健康増進法の体系 (令和2年4月1日完全施行)



(出典：厚生労働省資料)

目標と指標

①「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進（国目標）

指標	本県が「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」に登録
目標値	令和17年度までに登録

②望まない受動喫煙の機会を有する者の減少（国目標）

指標	望まない受動喫煙の機会を有する者の割合 i 家庭 ii 職場 iii 飲食店
データソース	長崎県生活習慣状況調査
現状値	i 9.5% ii 35.3% iii 18.3% (R3) ※非喫煙者のみを対象とした値
ベースライン値	R6までの最新値
目標値	望まない受動喫煙のない社会の実現 (R14)

施策の方向性と取組

- 「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進
地域特性を踏まえた取組を国の取組（イニシアチブ）と相補的・相乗的に展開し、特に食塩の過剰摂取への対策を講じます。

（取組）

- ・健康的で持続可能な食環境づくりを推進するための組織体の設置
- ・栄養・食生活に関する地域課題の事業者との共有
- ・食塩の過剰摂取への対策に関する行動目標の設定と事業者との協働での推進
- ・健康への関心の薄い層へのアプローチに係る方針の提示とアプローチの推奨

○受動喫煙防止対策の推進

受動喫煙によりリスクが高まる病気などについて普及・啓発を行うとともに、喫煙者に対し、望まない受動喫煙をなくすために、周囲の方々、特に、子どもや病気を持つ人の周りで喫煙をしないよう健康増進法に配慮義務が規定されていることなどについて普及・啓発します。

（取組）

- ・改正健康増進法に定められた各施設種別に応じ受動喫煙防止のために講ずべき措置の普及啓発及び実施
- ・地域や職域の場等を活用した周知啓発
- ・民間施設や公共施設の施設管理者への指導・助言等による受動喫煙対策の取組への支援

○身体を動かしたくなるまちづくりに向けた取組

住民が身体活動・運動に取り組みやすいまちづくりとして、道路・緑地等を有効に活用し、健康への効果が期待できる取組を行います。

(取組)

- ・安全で快適な歩行者空間を確保するための歩道整備
- ・長崎サイクルルートにおいて、快適にサイクリングできる走行環境の整備
- ・散歩や運動ができる緑地の整備